

学校体育施設の使用の手引き

ひたちなか市教育委員会事務局総務課

1. 事業の目的

市民の体力づくりとスポーツ、レクリエーションの普及及び奨励を図るため、市内小・中・義務教育学校の体育施設を開放します。

2. 開放の対象

ひたちなか市に住所を有する者または市内に通勤し、もしくは通学する者で組織された団体で、団体の責任者は成年年齢に達している者とします。

3. 開放施設、期間及び時間

(1) 開放施設

体育館、運動場、武道館

(2) 開放期間

通年（原則 4 月 1 日から 3 月 31 日までの一年度ごと）

(3) 開放時間（準備、片付けを含んだ時間）

月～金曜日：午後 5 時から午後 9 時まで

日・土曜日：午前 6 時から午後 9 時まで

※2時間単位での使用を基本とします。

※部活動や学校行事等により使用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※通年での使用許可を受けている場合でも、市や学校行事、自治会等地域団体の行事・活動のため、使用できなくなる場合があります。

4. 使用の申請及び許可

当該体育施設を使用しようとする期間の初日の 7 日前までに、（通年使用している団体で、翌年度も継続使用する場合は、教育委員会が指定する年度末の時期に）「（様式第 1 号）学校体育施設使用（使用許可変更）許可申請書」及び「（様式第 2 号）学校体育施設使用団体名簿」、その他教育委員会が必要と認める書類を教育委員会へ提出してください。内容を審査し、体育施設の使用を許可する時は「（様式第 3 号）学校体育施設使用（使用許可変更）許可書」、下記「5.許可の制限」等により体育施設の使用を許可しない時は「（様式第 4 号）学校体育施設使用（使用許可変更）不許可通知書」により通知します。

通年使用している団体が、許可された日時以外に単発で使用を希望する場合には、原則として有料施設（松戸体育館等）を利用させていただきます。やむを得ない事情がある場合には、教育委員会総務課へご相談ください。

5. 許可の制限

次のいずれかに該当する場合は、学校体育施設の使用の許可はできません。

(1) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあるとき

(2) 施設等が滅失し、または損傷するおそれがあるとき

- (3) 学校教育上その運営に支障があるとき
- (4) その他施設等の管理上支障があるとき

6. 使用許可を受けた内容を変更する場合

使用許可を受けた内容を変更する場合は、「(様式第1号) 学校体育施設使用(使用許可変更) 許可申請書」を教育委員会へ提出してください。内容を審査し、内容の変更を許可する時は「(様式第3号) 学校体育施設使用(使用許可変更) 許可書」、内容の変更を許可しない時は「(様式第4号) 学校体育施設使用(使用許可変更) 不許可通知書」により通知します。

※日時の変更の他、責任者、スポーツの種目、借用備品等、許可書に記載されている内容に変更が生じた場合に提出してください。

※また、既に提出した「学校体育施設使用団体名簿」に大幅な変更が生じた場合には、改めて作成の上、教育委員会へ提出してください。

7. 使用許可の取消等

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、もしくはその内容を変更し、または使用を制限し、もしくは中止させる場合があります。

- (1) 公用に供するため必要を生じたとき(避難所や投票所として使用する場合等)
- (2) 使用許可に付された条件に違反したとき
- (3) 「5. 許可の制限」の事項のいずれかに該当するとき
- (4) 規則の規定に違反したとき
- (5) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき
- (6) 学校長が必要と認めるとき
- (7) その他委員会が必要と認めるとき

8. 使用許可に付された条件 (R2 年度～)

- (1) 使用許可を受けた日時を厳守すること

※許可した時間内において準備、片付けを行ってください。終了後は、清掃、消灯、戸締り等を確実に実施してから許可した時間内に学校敷地内から退出してください。

※学校体育施設開放の最終時間は午後9時までであり、午後9時以降の使用は一切許可していません。

※1日に複数の団体が利用する場合があります。時間を守らないことは、他団体への迷惑行為となります。

- (2) 使用後は清掃、消灯、戸締りを確実に実施すること

※終了後は、体育施設の管理点検事項の確認を行い、「(様式第7号) 学校体育施設開放日誌」を記入してください。

- (3) 使用許可を受けている物以外は、施設内の器具、用具等を勝手に移動したり、手を触れないこと

- (4) 体育施設内には、原則として活動のための備品や私物等を保管しないこと

- (5) 体育施設及び備品等を傷つけないよう、十分注意して活動すること

- (6) 傷害又は体育施設及び備品等の破損等については、使用者の責任において処理するとともに、直ちに学校を通して教育委員会に事故報告をすること

※事故等が発生した場合には、「(様式第8号) 学校体育施設事故報告書」を

学校に提出してください。

※救急搬送されるような重篤な怪我等を負った場合にも、「(様式第8号)学校体育施設事故報告書」を学校に提出してください。

※窓ガラスや扉の破損、学校体育施設の鍵の紛失等、学校管理上問題のある事故等が発生した場合には、直ちに警備会社(新安全警備保障株式会社 TEL:029-304-1852)に連絡するとともに、可能な範囲で手当てをしてください。

※美乃浜学園のみ警備会社が、国際警備保障株式会社 TEL:029-244-3381(総合ガードセンター)となります。

- (7) 使用団体の責任による体育施設及び備品等の破損等による損害については弁償すること
- (8) 使用責任者は、鍵収納箱の鍵及び学校体育施設の鍵を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (9) 使用責任者は、鍵収納箱の鍵及び学校体育施設の鍵を、複製し、もしくは転貸し、または学校体育施設開放以外の目的に使用しないこと
- (10) 使用責任者は、鍵収納箱の鍵及び学校体育施設の鍵を紛失または破損した場合には、直ちに届け出るとともに、鍵の紛失または破損に伴う損害について弁償すること
- (11) 使用責任者は、鍵収納箱の鍵の貸与期間を満了した際には、鍵を速やかに教育委員会に返還すること
- (12) 使用責任者は、体育施設の使用が終了したときは、速やかに鍵収納箱に学校体育施設の鍵を収納すること
- (13) 学校敷地内での喫煙及び火気の使用は絶対にしないこと
- (14) 立入禁止区域に立ち入らないこと
- (15) 学校または教育委員会からの指示に従うこと

9. 目的外使用の禁止

使用の許可を受けた者は、使用許可を受けた目的以外の目的に体育施設を使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸しないこと。

10. その他使用上の注意事項

学校体育施設を使用する団体は、次の注意事項を厳守してください。

- (1) ごみは各自で持ち帰ってください。
- (2) トイレはマナーを守り、清潔に使用するとともに、終了後は必ず清掃してください。
- (3) 近隣への騒音等の防止のため、学校敷地内や駐車場等での長話をご遠慮ください。

学校体育施設は、当該学校の児童生徒はもとより、体育施設の使用団体、地域の方々など、多くの方が使用しています。皆様が気持ちよく使用できるよう、適切な使用にご協力お願いいたします。

※注意事項を守っていただけない場合には、使用許可を取り消す場合もありますので、ご了承ください。

11. 鍵収納箱について

令和2年度から鍵収納箱を介した学校体育施設の鍵の貸出を実施します。

団体の責任者の方は「誓約書」を記入し、教育委員会に提出します。教育委員会から各団体へ鍵収納箱の鍵を貸与します。

鍵収納箱を利用し、学校体育施設の鍵を使用する際には、その都度「学校体育施設の鍵使用簿」に、学校体育施設の鍵を鍵収納箱から持ち出した時間や鍵収納箱に返却した時間等を記入してください。

前の時間帯に使用した団体が体育館等の鍵を鍵収納箱に戻し忘れてしまい、次に利用する団体が体育館を利用することができない場合や、同時帯に複数団体が利用している場合の調整等の際には、学校毎施設別の「使用団体連絡網」を配布いたしますので、団体間で調整をお願いいたします。なお、やむを得ず団体間で対処できない場合には、教育委員会総務課までご連絡ください。

12. 学校や教育委員会からの連絡方法について

連絡事項がある場合には、各学校のメール配信システムにて各団体へ連絡いたします。各団体2名までのメール登録が可能です。

教育委員会からの連絡はメール配信システムで行います。代表者会議の開催や今後の手続きのお知らせもメールで行いますので、必ず受信できるように設定の上、その内容について団体内で速やかに共有していただきますようお願いします。

※メール登録の方法に関するお問い合わせは、教育委員会総務課までご連絡ください。

13. 問合せ先

ひたちなか市教育委員会事務局総務課 TEL：029-273-0111（内線 7305）